



園芸施設共済

共済金の支払い対象になるのはどのくらいの被害から？



北杜市で野菜ハウスを所有している農済太郎さん

昨日の強風で、
ハウスのビニールが破れてしまった…
園芸施設共済に加入したばかりだけど、
どのくらい破れたら共済金が
もらえるんだろう？



太郎さんのハウス

- 設置面積 120㎡ (6m×20m) 単棟
- 総スパン数 41
- 12年経過、通年被覆 (毎年張替)
- 時価額 ハウス本体：219,000円
被覆材：172,125円
合計：391,125円
- 掛金額 (1年間) 3,925円

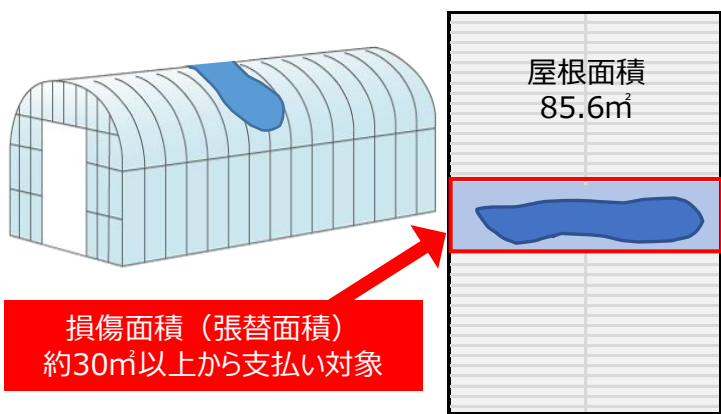
共済金の支払い対象となるのは、

- ①被害額が3万円を超える または
- ②小さいハウスの場合は、
被害額がハウスの金額の5%を超える 被害からです

太郎さんのハウスは小さいハウスなので、
②で支払いの基準となる被害額を計算します。

ハウスの時価額 391,125円 × 5% = 19,556円
を超えた被害から共済金が支払われます

具体的に、どのくらいビニールが破れたら支払いになるのでしょうか？



●計算例 (太郎さんのハウスの場合)

張り替えの面積を考慮して、実際に破れた面積より
広めに被害面積を計算します

損傷面積 30㎡ 被害額目安 20,310円
★基準被害額19,556円を超えたので支払い対象
付保割合80% (標準) の場合
支払共済金 16,248円

※共済責任期間の開始日や被覆材の種類によって、計算は異なります

1万円特約をおすすめします！

1万円特約をつけると、**1万円を超えた被害から共済金支払いの対象となります**

太郎さんのハウスの場合、損傷面積 (張替面積) 約半分の15㎡から支払いの
対象となります！

しかも、太郎さんの場合は掛金にたったの3円プラスするだけ！

特約をつけて、小さな被害にも備えましょう！



支払い例はあくまで目安です。詳しくはNOSAIまでお問合せください